

下田農業振興地域整備計画の変更理由書

1 下田農業振興地域整備計画の変更理由（法第 13 条第 1 項）

この度の下田農業振興地域整備計画の変更は、経済事情の変動その他情勢の推移に伴う農用地利用計画の変更（除外）である。

2 農用地利用計画の変更

(1) 編 入

付図 番号	編 入 箇 所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の 用途区分
		法第 10 条第 3 項第 2 号該当 具体的理由：	m ² ()	

(2) 除 外

付図 番号	除 外 箇 所 (大字、字、地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の 用途
1	笹巻字家ノ前乙 187-1 番、乙 188 番、 乙 189 番、乙 191 子	田	法第 13 条第 2 項該当 〔具体的理由：個人住宅建築のため。 法定要件に係る適合理由は別表のと おり。〕	466.00 m ² (田)	個人住宅

(3) 用途変更

付図 番号	変 更 箇 所 (大字、字、地番)	変更前の 用途区分	用 途 変 更 の 理 由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の 用途
			法第○条第○項第○号該当 具体的理由、農業用施設 の場合は、その施設の種類：		

別表

法第 13 条第 2 項各号の要件に係る適合理由

附図番号： 1

項 目	説 明
1 号	①当該土地の必要性 将来的な家族の介護及び義父の農業継承を考慮し、同一敷地内での住宅建設を希望したものであり、不要不急の用途に供するものではなく、必要かつ適当であると認められる。 ②規模の妥当性 具体的な開発計画があり、過大な面積ではないと判断できる。 ③代替性 立地条件を満たす土地を検討した結果、農用区域外で代替する土地がなく、当該申請地を選定したもの。
2 号	三条市地域計画の区域外であるため支障なし。
3 号	申請地の北側は私有地道路、東側は市道に接しており、集落内にある農振農用地区域の端の農地であること、農地集積の予定もないことから、他の農地の利用上支障はない。
4 号	当該地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、農用地の利用の集積に支障はない。
5 号	土地改良施設の機能に支障はない。
6 号	土地改良事業は該当なし。